



**Nisshin West
High School**
愛知県立日進西高等学校

日進西高等学校 生徒会役員選挙規則



第1章 名称

- 第1条 本規則は、愛知県立日進西高等学校 生徒会会則第4章第4条に基づき制定され、名称は、愛知県立日進西高等学校生徒会役員選挙管理規則とする。

第2章 目的

- 第2条 本規則は、本校生徒会役員（会則第5章第5条）の選挙の管理・運営に関する一切の業務を、正當かつ円滑に遂行することを目的とする。

第3章 選挙管理委員会

- 第3条 選挙管理委員会は、各学年の各クラスから1名ずつ選出された選挙管理委員より構成され、当年度の前・後期生徒会役員選挙を管理・運営する。また、その任期は1年とする。
- 第4条 選挙管理委員の中より、委員長・副委員長を1名ずつ互選する。委員長は選挙管理委員会を統括し、副委員長はこれを補佐する。

第4章 選挙事務

告示・立候補の受付

- 第5条 選挙管理委員会は生徒会役員選挙の告示を行う。
- 第6条 立候補受付期間は原則として告示日より5日間とする。なお、受付期間の最終日で役員の立候補が出そろっていない場合は、立候補受付期間を延長することができる。
- 第7条 選挙管理委員会は立候補受付期間内に立候補の受付を定められた場所において行う。

立候補手続き

- 第8条 立候補予定者は、立候補受付期間内に第9条で定める書類を選挙管理委員会に提出し立候補の手続きを行う。
- 第9条 提出する書類は推薦代表者1名、及び推薦者9名の計10名が記名する。ただし、代筆は認めない。その用紙は選挙管理委員会が準備する。
- 第10条 立候補手続きを終えた後の立候補者は、選挙に関して選挙管理委員会の指示に従う。

立会演説会

- 第11条 立候補受付期間内に、役員の立候補があった場合、選挙管理委員会は全会員の参加の下に、立会演説会を開かなければならない。
- 第12条 立会演説会は、選挙管理委員会が管理・運営する。
- 第13条 立会演説会においては、立候補者の演説の機会が保障される。

投票及び開票

- 第14条 選挙管理委員会は、投票・開票に関するすべての仕事を行う。
- 第15条 投票は原則として立会演説会の直後に各ホームルームの教室にて、クラス担任の立ち会いのもとに投票用紙の配布、投票、回収を行い、各クラス選挙管理委員が投票用紙を選挙管理委員会に届ける。
- 第16条 票の有効無効についての判断は、選挙管理委員会協議でこれを行う。
- 第17条 同一役職に定数を超える立候補者がある場合は最高得票数を獲得したのものから順に定員内までを当選する。又、当選者が何らかの理由で当選を辞退したときは、次点者をもって当選とする。
- 第18条 立候補者が定員以内の時は、信任投票を行い、有効得票数の過半数をもって当選とする。

投票結果の告示

- 第19条 選挙管理委員会は投票の結果を告示する。
- 第20条 告示の内容は、立候補者の役職、立候補者名、投票数（信任票）、得票率（信任率）、当選、次点、落選の判定とする。得票率（信任率）は有効得票数に対する得票数（信任票数）とする。

第5章 役員の補充

- 第21条 当選者が会長を含まない場合、あるいは会長を含んでも6名に満たない場合は、生徒議会において議員の中から互選を行い、不足役員を補充する。

第6章 生徒会役員認証及び任期

- 第22条 当選もしくは生徒議会で認証を得た立候補者は学校長により認証され生徒会役員として認められる。
- 第23条 生徒会執行部は原則として認証式から発足し、執務を行うことができる。
- 第24条 生徒会役員の任期は、前期は4～9月、後期は10～3月までとする。

第7章 解任者及び欠員が出た場合の補充

- 第25条
 - 第1項：会員の3分の1以上の署名または議会における全議員の3分の2以上の議決により役員の不信任案がある場合は、特別投票を行う。特別投票により全会員の2分の1以上の賛成がある時は、役員を辞任しなければならない。
 - 第2項：役員欠員が生じた場合には、補欠選挙を行う。
- 第26条 本規則第7章第25条第1項に基づいて生徒会役員が解任されたとき、選挙管理委員会は本規則に従って補充選挙を行う。ただし、残りの任期が2ヶ月未満の場合は欠員のままとする。

第8章 規則改正

- 第27条 本規則を改正するには議員総数の3分の2以上の賛成を必要とする。
- 第28条 本規則の改正案は書面で議長又は執行部に提出しなければならない。

第9章 付則

- 第29条 本規則に対する疑議は全て議会で討議・決定する。
- 第30条 本規則は生徒会会則が改正され、改正後本規則と相反するときは本規則は会則に沿うように改正されなければならない。
- 第31条 本規則は議会において出席議員の過半数の賛成により、成立する。
- 第32条 本規則の発行は成立年月日の1週間後とする。